

建設業の担い手確保・育成を目的とした事業の特記仕様書集 【土木工事】

工事名 : _____

・下表の適用欄に○が選択されている事業は、本工事の対象事業となります。

No.	事業名	添付資料 ページ	適用
1	静岡市建設工事の完全週休2日制の実現に向けた取り組み	特記仕様書	○
		特 2	
2	4週6閉所日確保モデル工事	特記仕様書	/
		特 2 ~ 特 3	
3	静岡市版快適トイレ設置について	特記仕様書	/
		特 4	
4	静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動行動指針	特記仕様書	○
		特 5 ~ 特 7	
5	建設業のイメージアップについて	特記仕様書 【土木工事編】	/
		特 8 ~ 特 10	
6	静岡市建設工事に係る着手日選択制度	《参考資料》 実施要領	/
		特 11 ~ 特 12	

上記事業の適用外の工事で、受注者の希望により取組む場合は、監督員と協議のうえ実施するものとし、「工事請負契約における設計変更ガイドライン 7. 設計変更が可能なケース 3」に基づき設計変更の対象としてください。

・各事業の特記仕様書及び参考資料(Q&A等)については、担い手ホームページ(ninaite.jp)をご覧ください。《担い手ホームページ(『建設NOW』で検索!)》

・特記仕様書集に関するお問い合わせは、技術政策課 企画グループ(TEL:054-221-1010)までお願いします。

特記仕様書

1. 静岡市建設工事の完全週休2日制の実現に向けた取り組み

- (1) 本工事は、受発注者が連携して将来的に完全週休2日制を実現するために、現場閉所日取得の意識を高め、長時間労働を回避し、現場閉所日を増やすための現場環境の改善に努めるものとする。
- (2) 発注者は、受注者の工程管理に支障をきたさぬよう適切な工期設定やクイックレスポンスに努めるとともに、現場進行に支障となりうる情報等を確認した際は迅速に受注者へ提供すること。

2. 4週6閉所日確保モデル工事

本工事が「4週6閉所日確保モデル工事」に指定されている場合は、次項(1)から(7)までを実施するものとする。

(1) 4週6閉所日確保モデル工事の定義

工事着手日(※1)を第1始期日とした4週(28日)のうち6日間以上の現場閉所日を確保(原則として、土曜日、日曜日を現場閉所とする。また、雨天時の振替については原則認めない)する工事をいう。

(2) 閉所日の設定

受注者は、閉所日について各始期日の4週間以上前までに設定(第1始期日については工事着手前までに設定)することを目標とし、最低でも2週間以上前までに設定するとともに、現場内に掲示して工事関係者が休日等の予定をたてやすくなるように努めること。ただし、資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等にかかる建設工事の請負契約に該当しない関係者等については対象としない。また、翌始期日(第2始期日以降)からも継続して工期末まで閉所日を確保する。

(3) 災害対応時等の措置

受注者は、地元対応や関係機関からの要請、災害対応等により、やむを得ず閉所日の変更をする場合は、予定が確定した時点で速やかに再設定し、工事関係者への周知を図ること。

(4) 実施内容の報告

受注者は、閉所日を確保した結果について、対象期間(各始期日から28日間)と閉所確保日を明確にして書面(様式自由)で監督員へ報告すること。

(5) 工事看板への掲示

受注者は、各工事で設置する工事看板に、『本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する4週6閉所日確保モデル工事』である旨を記載すること。

(6) 受注者への指示

発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、閉所日の前日等、閉所日中の作業が発生するような指示等を行わないこと。

(7) アンケートの提出

受注者は、担い手確保・育成ホームページ (<http://ninaite.jp>) よりダウンロードしたアンケート（ダウンロードできない場合は、監督員から受領）に回答し、工事完了届提出後14日以内（土、日、祝日を含む）に技術政策課宛メールで提出すること。

◆提出先：gijutsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp

(8) 受注者希望による実施

受注者は、4週6閉所日確保モデル工事に指定されていない工事においても任意で実施することができる。なお、実施する場合は、監督員と協議のうえ上記(1)～(7)を実施するものとする。

(補足)

・ 実施にあたっては、『4週6閉所日確保モデル工事に関するQ&A』を参考にすること。

・ 上記については、担い手確保・育成ホームページに登載されています。

(<http://ninaite.jp>)「建設NOW」で検索！

・ ※1：工事着手日とは、設計図書に定め（着手日選択制度等）のある場合の他、特別な事情がない限り、請負契約締結日から2週間以内（契約日含む）をいう。

特記仕様書

3. 静岡市版快適トイレ設置について

(1) 目的

本工事は、建設業界における女性のさらなる活躍や、若い世代の入職を促進させ、建設現場のトイレを快適に利用できるように、建設現場の環境改善に努めることを目的とする。

(2) 静岡市版快適トイレの仕様

① 快適トイレに求める機能及び備品は下記のとおりとする。

(ア)洋式便座

(イ)便座除菌シート等の衛生用品

(ウ)水洗（簡易水洗、し尿処理装置付きも含む）

(エ)臭い逆流防止機能付き（フラッパー機能）

（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）

(オ)容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）

(カ)照明設備（電池式可）

（夜間工事や現場が暗い等の支障がなければ設置しなくても良い）

(キ)衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場の設備機能（耐荷重5kg以上）

(ク)手の洗える設備（アルコールスプレー等による対応も可）

②女性専用快適トイレに求める機能及び設備

(ケ) 上記(ア)～(ク)までの機能及び備品

(コ)男女別明確な表示

(サ)出入りの様子が見えない対応(別方向入口や目隠し等)

(シ)サニタリーボックス

(3) 受注者希望による実施

受注者は、静岡市版快適トイレ設置工事に指定されていない工事においても、監督員と受注者の協議により実施することができるものとし、「工事請負契約における設計変更ガイドライン 7. 設計変更が可能なケース 3」に基づき設計変更の対象とする。

特記仕様書

4. 静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動行動指針 (STOP ハラスメント運動)

(1) 目的

建設業は、その仕事柄、注意を怠ると生命の危険もあることから、業務の中で厳しく指導をしなければならない場面がある。また、男性ばかりの職場だった長い歴史もあって、どうしても女性への気配りに欠けた業種であると言わざるを得ない状況である。

国土交通省は、もっと女性が活躍できる建設業へ向けた取組みを実施し、女性技術者・技能者の増加を企て、建設現場の就業環境改善に取り組んでいる。この考え方に鑑み、静岡市では、建設現場のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを撲滅し、女性や若者が就労しやすい環境づくりの推進を目的としている。

(2) 対象工事

静岡市が発注する建設関連工事を対象とする。

(3) 受注企業の義務

建設業の担い手確保・育成と公共工事の品質向上を念頭に置き、建設現場のコミュニケーションの向上を図り、誰もが働きやすい建設現場となるように努力する義務を負う。

(4) 実施事業

下記事業について実施し、建設現場で就労している職員にどういった事象がハラスメントなのかを理解させることを目標とする。また、大規模工事（契約金額1億円以上）については、①～⑤のすべてを、それ以外の工事については①～③を実施する。

- ① セクハラ・パワハラ防止活動の実施
- ② 現場事務所等にポスターの掲示
- ③ セルフチェック表の配布
- ④ 建設現場に相談窓口の設置
- ⑤ 受注会社に相談員を置く

(5) 対象者

静岡市が発注した建設工事現場で就労している全就労者（元請け、下請けの区別なし）

(6) 実施内容（履行必須）

①セクハラ・パワハラ防止活動

月に1度程度、建設現場で実施される朝礼等を利用し、教育資料を配布し、リーフレットを朗読

するなどの研修会を実施し、入職者にパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを理解させることを目的とする。

②ポスターの掲示

セクハラ・パワハラ防止を目的とした啓発ポスター（※1）を現場事務所や職員休憩室等に掲示する。ポスターについては市が用意した物を利用しない事ができる。

③セルフチェック表の配布

配布対象や配布方法については自由。様式は（※1）を参照のこと。

④建設現場に相談窓口の設置

相談窓口のポスター（※1）を現場事務所や職員休憩室等に掲示し、相談窓口を設置すること。ポスターについては市が用意した物を利用しない事ができる。

⑤相談員

受注会社に相談員を置き現場の相談に対応する。相談員への教育については、受注会社が厚生労働省の情報提供等を利用し実施する。

⑥実施内容の報告

受注者は、実施内容の状況を写真で撮影し、監督員へ報告するものとする。

※1：啓発ポスター、セルフチェック表、相談窓口のポスター等については、担い手ホームページ（ninaite.jp）に保存してありますのでご覧ください。

《担い手ホームページ（『建設NOW』で検索！）》

（7）配布資料等

- ①事業の効率化のために資料を加筆訂正することや代替資料を使用する事を認める。
- ②市が用意した資料は最低限であるので、独自に資料を作成し教育プログラムを実施することや、専門家による研修等の開催なども推奨する。

（8）推奨される企業の体制作り

①推進体制の整備

パワーハラスメント対策を具体的に推進する組織として「防止対策委員会」のような体制を整備する。

② 基本方針の明確・明文化

企業として「職場のパワーハラスメントは許さない」という方針を企業トップのメッセージとして打ち出し、就業規則等への規定などパワーハラスメント防止のルールを明確にさせ、その旨を建設現場にも周知させる。

③ 社内や建設現場の実態を把握

従業員や入職者へのアンケート調査やヒアリングなどで社内の実態を分析し、自社や建設現場のハラスメント対策の方向性や課題を把握する。

④ 相談・苦情処理体制の整備

パワーハラスメントの問題は、予防対策をしっかりとり未然に防ぐのが第一ですが、発生してしまった場合の対応として相談・苦情処理体制を整備しておくこと。

⑤ 従業員や入職者への教育・周知・啓発

従業員だけでなく、入職者への教育・周知・啓発に心掛けること。

(9) 補 足

自分が担当する建設現場には女子の入場が無いから不要だと考えるのではなく、女性がいつ現場に来ても構わない施設の準備（女子トイレ等）と、そこに働く方々全員のマナー向上に取り組み、働きやすい職場環境を充実させていくこと。メンタルヘルス問題について周知がなされつつある状況下において、まずはハラスメントを無くし誰もが気持ちよく働ける就労環境の整備にご尽力を期待しております。

特記仕様書（土木工事編）

5. 建設業のイメージアップについて

＜静岡市1現場1公開・イメージアップPR作戦事業＞

＜静岡市女性環境整備 ポジティブアクション事業＞

(1) 総括基準

- ①本工事は、イメージアップ（現場環境改善）に要する費用を計上している。イメージアップ経費は建設業のイメージアップ活動に充当するものとする。建設業のイメージアップは、地域や一般社会の建設業に対するマイナスイメージを払拭することによって、建設業の担い手確保・育成および健全な発展、そして公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。受注工事の施工に際してはこの趣旨を理解し、監督員と協議して地域との相互理解、労働環境の改善等について状況に合わせた創意工夫を発揮し、適正なイメージアップ計画を策定し実施するものとする。
- ②具体的な内容、実施時期を施工計画書に記載し監督員と協議の上決定するものとする。
- ③受注者は、単年度工事は工事完了後、複数年工事は年度ごとに担い手確保・育成事業が確認できる実施写真等、実施状況を確認できる資料を添付の上、報告書（様式は、担い手確保・育成ホームページよりダウンロード（<http://ninaite.jp>））を監督員に提出すること。また、電子媒体にて技術政策課へ提出（提出先：gijutsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp）するものとする。
- ④イメージアップ活動のうち、上記③の報告書等を参考に建設業における担い手確保・育成やイメージアップに大きく貢献があった取り組みを讃え、建設現場ごとの創意工夫とPR効果向上を図った表彰制度を平成29年度から実施している。

(2) 技術基準

イメージアップの実施については、『静岡市土木工事共通仕様書』第1編1-1-29第7項及び以下に基づいて履行するものとする。

- ①イメージアップは、別表1の内容の内、原則として各計上費目に1内容ずつ（いずれか1計上費目のみ2内容）の合計5項目以上を実施するものとし、そのうち3項目以上については担い手確保・育成事業に効果のある取り組み（別表2参照）を実施するものとする。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。
なお、イメージアップの具体的な内容は、すでに一般化している美装化などとしなないこと。
- ②維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

別表1

計上費目	実施する内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

③以下項目に係るイメージアップは、受注者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。

- ・作業服
- ・室内装飾品等

④柵等図柄、規格等

バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。

参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)」

別表2

<p>A. 【建設業の担い手確保及び育成に関する取組みの定量的効果】</p> <p>①定量的な効果の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 広く多くの方に建設業の担い手確保及び育成に関する取組み事業を開催 2) 専門的講座として少人数に複数の講座を開催 3) 担い手の親にアピールする事業や親子参加事業など親世代の参加を促す取組み 4) 新聞などメディアを活用したPR(有無、回数)を実施 5) 学校新聞などで生徒の親への建設業の担い手確保及び育成に関する取組み事業をPR

B. 【建設業の担い手確保及び育成に関する取組みの実質的効果】

- ②来て見てさわって建設業を感じてもらおう（身近に感じてもらう）取組み
 - 6) 建設業を身近に感じさせる取組みを実施
 - 7) 重機への興味促進（ex：重機への試乗等）
 - 8) 積極的な現場公開（大きなことではなく回数や気軽に覗ける体制など）
- ③建設業の重要性を理解
 - 9) 建設業の役割・重要性を伝える（平時）
 - 10) 建設業が社会の安心安全を支える仕事である事の教示（災害時）
- ④技術の伝承とすばらしさ
 - 11) ICT 事業など最先端技術の紹介や体験
 - 12) 職人技の紹介や体験
- ⑤興味をそそる取組み
 - 13) 専門的な体験や授業（ex：Co 打設、型枠設置、鉄筋組立等）
 - 14) 実験などの体験
 - 15) 先進技術を導入するなど若者（中学生以上）に興味を引かせる事業（リーフレットの ICT 化、VR、プロジェクションマッピングなど）
- ⑥働き方改革（イメージ改善・女性の活躍）
 - 16) 3K イメージの改善事例を紹介
 - 17) 働きやすい仕事であることを PR
 - 18) 女子が働きやすい環境の整備
 - 19) 女性が活躍できる仕事であることを伝える
- ⑦職場体験や職業への理解促進
 - 20) この仕事をやりたいという動機付け（就職した際のイメージを伝える）
 - 21) インターンシップ受入れを実施
 - 22) 首都圏（県外）から大学生を呼込む事業
- ⑧親への理解促進
 - 23) 親も参加できるプログラムを計画し実施
- ⑨学校や地域などの団体の取り込み
 - 24) 学校の総合学習などの授業とコラボした事業を実施（高校・大学等）
 - 25) 学校などと協同した取組みを実施（幼児・小中学校）
 - 26) 地域の方々を対象に、見学会や勉強会などを実施
- ⑩興味を引く広報活動
 - 27) 建設業の仕事内容が分かりやすいリーフレットなどの教材を作成
 - 28) ホームページや現場の掲示板等を利用した広報（重要性・3K 払拭などすべて）

6. 静岡市建設工事に係る着手日選択制度実施要領

(1) 趣旨

この要領は、静岡市が発注する建設工事の一部において、発注者が設定した着手日選択期間内で、受注者が着手日を選択して契約を締結することができる制度（以下「着手日選択制度」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(2) 対象工事

着手日選択制度の対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ① 標準工期に、開札日から着手期限日までの期間（以下「着手日選択期間」という。）を加算した期間が、発注年度を超えない工事。
- ② 債務負担行為等により年度をまたぐ工事は、工事施工課と契約課との協議により合意を得た工事。

(3) 着手期限日及び着手日選択期間

- ① 着手期限日は、該当工事に係る開札日から、原則として30日以上90日以内とする。
- ② 発注者は、着手期限日を設定し、入札公告等に記載しなければならない。
- ③ 受注者は、着手日選択期間内（契約締結後）で、任意の日を着手日として定めるものとする。
なお、着手日を定めるにあたり、着手日及び完成日が静岡市の休日を定める条例第1条に規定する市の機関の休日とならないようにすること。
- ④ 受注者は、請負契約締結前に着手日を着手日通知書（様式第1号）により発注者に通知しなければならない。
- ⑤ 建設工事請負契約書の着手日は、受注者が選択した着手日を記載するものとする。

(4) 前払金の取扱い

対象工事に係る前払金は、着手日以降に支払を請求することができる。

(5) 着手日前の取扱い

- ① 契約日から着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- ② 契約日から着手日の前日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(6) 技術者の取扱い

契約日から着手日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(7) 経費の負担

着手日を選択したことにより経費が生じる場合は、受注者がこれを負担するものとする。

(8) 契約の保証

この工事の契約保証期間は、契約日から完成日までを対象とする保証とする。

(9) 請負契約書の特約条件

請負契約書には、特に定めた契約条件（様式第2号）を添付するものとする。

(10) その他

この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する